

## ～会計不正④～

当Noは、上場会社を含め世間を騒がしている会計不正の中で、経営者ぐるみの大規模な不正ではなく、どこ の事業法人でも内在する可能性のある会計不正について概説する。当Noは典型的な不正事例を2つ紹介する。

### (ポイント)

- ・現預金は不正がおこりやすく、厳格な管理が必要
- ・現金や預金証書、金庫や鍵、暗証番号など現物に係る管理は重要
- ・売上債権の回収処理についての管理は重要

### 1. 会計不正事例

#### (1)預金横領

現金や預金は最も不正の発生しやすい現物であり、管理を厳密に行うことが必要である。金銭管理担当役員や従業員に単純に現物を横領されるといった事例は後を絶たない。これら財産の横領による資産の滅失は、会計的な手当も必要になり、会計不正にもつながる重大事象となる。現金は金庫保管されるが、合鍵など作らせない環境やID、パスワード等の管理が極めて重要になる。預金も通帳や証書、銀行届出印の管理は金庫保管方法と同様に厳密にしなければならない。また、金融機関（銀行等）からの残高証明書の発行は、コピーや偽造を防止すべく、担当者以外の管理（内部監査人や監査役等が金融機関から直接入手等）下で実施することも検討材料となる。金銭担当者としては毎日接する誘惑の果実であり、ふとした瞬間に魔がさすことも起こりうる。目の前に管理されていない現金、預金を置かないようにすることが重要である。金銭担当者に債務過多やギャンブル・遊興等を好むものを配置しないことも考慮したい。

#### 【預金管理担当部長による預金横領】

##### (事例)

- ・横領財産：預金（定期預金、普通預金）
- ・銀行届出印は金庫保管（担当取締役保管）も合鍵作成で容易にアクセス
- ・銀行からの残高証明書は偽造（コピー保管）
- ・横領発覚後部長は失踪

##### (不正発生の原因)

- ・銀行届出印の金庫保管は、合鍵作成により実質的に管理不備
- ・通帳や預金証書等と銀行届出印が同一場所保管
- ・預金を自由に解約、預金引出し可能
- ・帳簿残高と預金残高照合手続不備（預金通帳、定期預金証書や残高証明書（コピー×）の照合作業の不備）

##### (対応策)

- ・金庫の鍵対策（合鍵作成困難、暗証番号設定可能なもの等）
- ・通帳、預金証書と銀行届出印は同一場所保管しない
- ・決算、監査等手続（チェック体制整備、内部監査、監査役監査、会計監査人監査含む）の適正化
- ・残高証明書は担当取締役や監査役が直接入手、原本確認

（裏面に続く）



# ～会計不正④～

## (2)売上債権回収金の着服

売上金の回収を現金等で行っている事業法人は少なくなっていると思う(振込等金融機関の口座管理)が、現金での回収を営業担当者等に行わせていた事業法人では単純に売上回収金の着服事例があった。また、売上債権を預金振込等にしても消込処理をチェックなく同一担当者に実施させているなどで、債権回収処理上で回収の付替等がされ、一部を着服されることがある。過去には架空口座(会社名+クラブ名等追加)の振込先での着服会社名+特に同一商品や保守契約、賃貸契約等、売上債権額が毎月同額などの場合に起こりやすい。本件は後に債権残高と合わなくなるため、必ず発覚するが、事前防止又は早期の対応をしたいところだ。



### [回収担当従業員による売上債権回収金横領】

#### (事例)

- ・横領財産: 売上債権の回収金
- ・回収金は売掛金残高で調整(未回収処理を付替)
- ・売掛金残高が異常値も十分な調査なし
- ・出納担当者と経理担当者が同一で横領隠蔽工作が可能
- ・長期的に未回収残高、最終的に判明

#### (不正発生の原因)

- ・売上回収金を横領、他の回収等で隠蔽工作(付替)
- ・売掛金残高が異常値(未回収残高)の調査不備
- ・入金確認者(出納担当者)と入金処理(経理担当者)が同一であり、帳簿操作(隠蔽工作)が可能であった

#### (対応策)

- ・出納担当者と経理担当者の職務分離
- ・売掛金残高の異常値や未回収残に対する調査を徹底(原因分析、回収状況確認等)
- ・現金回収や売掛金処理のチェック体制を強化

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

### コラム: 実務家のひとこと

#### (平成29年度税制改正)

自民党、公明党は本年12月8日に平成29年度の与党税制改正大綱を決定した。主なポイントは①所得税の配偶者控除等の見直し(配偶者の控除対象の年収上限引上げ等)、②酒税改革(ビール系飲料の税額統一等)、③居住用超高層建築物の課税見直し(タワーマンションの固定資産税見直し等)、④NISAの積立型非課税措置、⑤研究開発控除の見直し、⑥賃上げ促進のための所得拡大促進税制の見直し、⑦エコカー減税の見直しなどがある。今後は平成28年12月中に当該税制改正大綱を閣議決定し、平成29年1月召集予定の通常国会で税制改正案を提出、今年度中の成立を目指すことになる。今回の大綱の目玉は①の配偶者控除の見直しで、女性の社会進出を促す働き方改革の一環である。ただ、当初の配偶者控除自体の是非や年収の壁問題など抜本的な議論は脇に置かれ、控除対象の年収上限引上げや適用要件の年収制限などの改正に留まっている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。